

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年8月22日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

### 香川県病院局管理規程第6号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第10章 略 第11章 雑則（第100条—<u>第103条</u>） 附則</p> <p>（現金取扱員の設置） 第6条 <u>県立病院課、各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所に現金取扱員を置く。</u> 2 現金取扱員は、<u>県立病院課、各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の職員のうちから</u>管理者が命じ、上司の命を受けて、現金の収納に関する事務をつかさどる。 3 略</p> <p>（徴収職員の設置等） 第101条 <u>債権管理の事務を補助させるため、県立病院課、各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所に徴収職員を置く。</u> 2 <u>徴収職員は、県立病院課、各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の職員のうちから、管理者が命ずる。この場合において、辞令を用いず、身分証明書（第44号様式）の交付により、徴収職員に命ぜられたものとする。</u> 3 <u>徴収職員は、その職務を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>第102条・第103条</u> 略</p>	<p>目次 第1章～第10章 略 第11章 雑則（第100条—<u>第102条</u>） 附則</p> <p>（現金取扱員の設置） 第6条 <u>各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所に現金取扱員を置く。</u> 2 現金取扱員は、<u>各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の職員のうちから</u>管理者が命じ、上司の命を受けて、現金の収納に関する事務をつかさどる。 3 略</p> <p><u>第101条・第102条</u> 略</p>

(表面)

8.5センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写	所 属
真	職 名
	氏 名
	債 権 名

5.5センチメートル

上記の者は、地方自治法施行令第171条の2の規定により同条各号に掲げる措置をする職員であることを証明する。

年 月 日

香川県病院事業管理者 印

(裏面)

地方自治法施行令（抜粋）

(強制執行等)

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

香川県病院局財務規程（抜粋）

(徴収職員の設置等)

第101条 略

2 略

3 徴収職員は、その職務を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。